



2026 年 7 月 29 日

各 位

会社名	株式会社メルカリ	
代表者名	代表執行役 CEO（社長） （コード番号：4385 東証プライム）	山田 進太郎
問合せ先	執行役 SVP of Corporate 兼 CFO TEL. 03-6804-6907	江田 清香

業績条件付株式ユニットの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催した報酬委員会において、業績条件付株式ユニット（以下「PSU」といいます）による株式報酬制度を導入することを決定し、執行役に対して 2026 年 7 月 29 日を付与日として PSU を付与することを決定しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 業績条件付株式ユニット制度の目的

当社は、ミッション達成に向けた役員報酬の基本方針として、以下を定めています。

- 経営陣の大胆な挑戦を奨励し、チャレンジ精神を常に持ち続けるために、強い動機付けを生むものであること
- 全経営陣がミッション達成と企業価値向上にコミットし、ステークホルダーの皆様と視点・価値を共有することを後押しするものであること
- 当社グループの経営にオーナーシップと責任を持ち、プロフェッショナルとして高い専門性を持つ人材を惹きつけるものであること

上記の基本方針の下、中長期的な企業価値向上を実現するにあたり、執行役のパフォーマンスと貢献意欲を最大化させること、また、株主価値と報酬を連動させることでより適切なリスクテイクを図ることを目的として、執行役に対する中長期インセンティブとして、譲渡制限株式ユニット（以下「RSU」といいます）及びファントムストックを導入しています。

今般、中長期視点で非連続な成長の実現を通じた更なる企業価値向上を促していくことを目的として、執行役に対する新たな株式報酬制度として、高い業績目標が達成されることを株式交付の条件として付した PSU を導入します。“時価総額 2 兆円以上の達成”という大胆な目標を掲げて、非連続な成長の実現に向けて経営陣の大胆な挑戦と果敢なリスクテイクを促します。今回導入する PSU 制度は、PSU の付与日から起算してその 5 年後の応答日の前日までの期間中の連続する 60 営業日において、当社株式の時価総額が 2 兆円以上であることを権利確定条件として定めており、この厳しい業績条件が達成されない限り、株式が交付されることはありません。

代表執行役 CEO については、メルカリグループ全体の成長を通じ、上記目標の達成をけん引していくことが期待されていることに鑑みて、従来の RSU 及びファントムストックに代えて、PSU のみを中長期インセンティブ報酬として付与します。また、他の執行役 3 名に対しても、代表執行役 CEO と共に経営陣がチーム一体となって大胆な業績目標の達成に向けて取り組むことを促すため、毎年付与される従来の RSU 及びファントムストックに加えて、新たに PSU を付与します。なお、代表執行役 CEO 及び他の執行役に対して今回付与する PSU については、いずれも非連続な成長の実現による上記目標の達成に向けて臨時に一括して付与するものであり、毎年の付与を前提とした制度ではありません。

今回付与する PSU が全て権利確定した際に割り当てられる当社の普通株式の数は、898,970 株となり、

本日時点の当社の普通株式の発行済株式総数の 0.544%となる見込みです。この内、代表執行役 CEO に付与する PSU に基づき割り当てられる当社の普通株式の数は、本日時点の当社の普通株式の発行済株式総数の 0.5%に相当します。また、今回付与する PSU に基づき発行される株式の発行価額の総額は、付与日の前日の東京証券取引所プライム市場における当社普通株式の終値である 4,542 円を発行価格として見込額を算出した場合、約 41 億円となります。上記の権利確定条件で掲げた“時価総額 2 兆円”が達成された場合、本 PSU に基づき実現される株式報酬の価値の総額は、約 109 億円となる見込みです。この内、代表執行役 CEO に交付される株式報酬の価値は約 100 億円に相当する見込みです。

なお、報酬委員会における代表執行役 CEO に対する PSU の付与に関する審議は、独立社外取締役である報酬委員長及び報酬委員のみで行われており、報酬委員を務めている代表執行役 CEO は、自身の報酬内容の決定に関する審議及び議決には加わっておりません。

2. 業績条件付株式ユニット制度の概要

PSU 制度は、当社が、執行役（以下「PSU 付与対象者」といいます）に対して、PSU 付与対象者毎にあらかじめ定める数の当社普通株式に相当する数の PSU を付与し、業績条件及び期間条件の達成を条件として権利確定した PSU に対して当社普通株式を交付する、事後交付型株式報酬制度です。

PSU は、当社規程に定める業績条件及び期間条件の達成を権利確定条件として、権利確定条件の達成日が属する月の翌月の 15 日にその全てが権利確定して株式が割り当てられます。

①業績条件

PSU の付与日（以下「付与日」といいます）から起算してその 5 年後の応答日の前日までの期間中の連続する 60 営業日において、当社の株式の時価総額（当該各営業日における東京証券取引所における当社株式の終値に当該各営業日における発行済株式総数（自己株式を含みます）を乗じて得た金額のことをいいます）が 2 兆円以上であることを業績条件とします。

②期間条件

付与日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（付与日が当社の事業年度開始後 6 月以内の日である場合にあっては、当該事業年度に係る当社の半期報告書）の提出日が到来していることを期間条件とします。

③権利喪失事由

PSU 付与対象者が、付与日以降 PSU の権利確定前に、当社規程に定める一定の事由（当社の決定する特定の地位の喪失を含みます）に該当した場合、原則として、PSU 付与対象者は、PSU 制度に基づき当社普通株式の割当てを受ける権利の一部又は全部を喪失するものとします。但し、当社規程に定める一定の場合においては喪失させないことができるものとします。

④クローバック

PSU 付与対象者となる執行役に重大な不正・違法行為その他当社規程に定める事由が生じた場合、報酬委員会の決定により、当該執行役は、退任の前後を問わず、PSU 制度によって交付を受けた株式又はそれに相当する金銭の全部又は一部を当社に返還するものとします。

⑤組織再編等における取扱い

当社は、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、合理的に定める時期において、合理的に調整を行った数の当社普通株式を割り当て、又は、当該当社普通株式に代えて合理的に算出する額の金銭若しくは合理的に定める数の他社の株式等を交付することができるものとします。

⑥株式の継続保有義務

株式の交付後、PSU 付与対象者は、当該株式についてその交付日から 1 年間の継続保有義務を負います（但し、当該株式に係る納税等資金の確保のため当社が必要かつ相当と認める売却分を除きます。）。

以上